

件名	愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年12月10日公布・平成24年4月1日ほか施行）

【改正の概要】

児童福祉法の一部改正（平成24年4月1日施行）及び重症心身障害児(者)通園事業の廃止に伴い、子ども療育センターで新たに事業者指定を受けて実施する事業に係る使用料の額及び納付時期を規定するための改正

第2条（使用料の額） （下線部が改正部分）

改正前	改正後	使用料の額	備考
	(1)通所支援 (発達支援、放課後等デイサービス) 〔児童福祉法〕	給付費 + 特定費用	18歳未満の児童を 処遇
(1) 入所支援 〔児童福祉法〕	(2)入所支援 〔児童福祉法〕 規定整備		
(2) 短期入所 〔障害者自立支援法〕	(3)短期入所、療養介護、生活介護 〔障害者自立支援法〕		18歳以上の者を処遇 〔療養介護：入所者向け〕 〔生活介護：通所者向け〕
(3) 診療	(4) 診療 改正なし	法規定を基準として規則 で定める額	
(4) <u>重症心身障害児 その他の者の通所</u>	<u>〔削除〕</u>		

第3条（使用料の納付時期）

改正前	改正後	納付時期
(1) 上記(1)(2)の使用料	(1)上記(1)～(3)の使用料	サービスを受けた日の属する月の翌月末
(2) 上記(3)の使用料	(2)上記(4)の使用料	診察を受けた日又は知事が指定する日
(3) 上記(4)の使用料	<u>〔削除〕</u>	

施行日 平成24年4月1日

【その他参考事項】

法改正等によって見直される子ども療育センターにおいて提供するサービス類型

	改正前	改正後
入所支援	〔児童福祉法〕 ・肢体不自由児施設 ・重症心身障害児施設	〔児童福祉法〕〔18歳未満〕 障害児入所支援 〔障害者自立支援法〕〔18歳以上〕 障害福祉サービス（療養介護）
通所支援	補助事業 ・重症心身障害児（者）通園事業	〔児童福祉法〕（18歳未満） 障害児通所支援 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス 〔障害者自立支援法〕（18歳以上） 障害福祉サービス（生活介護）

平成24年4月1日から以下とおり制度変更が予定されていることに伴い、既入所者を子ども療育センターで引き続き処遇できるようにするための措置

18歳以上の者については障害者自立支援法により処遇する方針となり、児童福祉法による対象者は18歳未満（特例として、20歳未満）の者だけとする方針とされたこと。

重症心身障害児(者)通園事業（国予算事業）が廃止されることとなり、児童福祉法による障害児通所支援及び障害者自立支援法による障害福祉サービスへの振替えが必要になったこと。